

AYA 研倫理委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会 (AYA 研) 倫理委員会 (以下「委員会」) という。

(目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに定款施行細則第 17 条に基づき、本会の活動に係わる倫理的事項について検討する事を目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

本会としての倫理的判断と考え方を提示する

1. 会員が行う調査・研究における倫理面の課題に関すること。
2. 患者会等が本会に関係して活動する際の倫理的配慮に関すること。
3. 所属する団体に倫理審査機関がない会員が行う研究の倫理課題への助言。
4. その他の倫理的な諸問題に関すること。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

委員長は会議を進行し業務を総括する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

(規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は令和 4 年 7 月 27 日より施行する。